

文書番号	学園一40
版番号	13 版
発効日	2016. 4.1
改正日	2024. 6.1

吉野学園 MUKU

(児童発達支援事業・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援)

運 営 規 程

社会福祉法人総合施設

美 吉 野 園

承認	確認	作成

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人総合施設美吉野園が設置する吉野学園（以下「事業所」という。）において実施する障害児通所支援の指定児童発達支援事業等（以下「指定児童発達支援等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定児童発達支援等の円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、障害児及び障害児の保護者の立場に立った適切な指定児童発達支援等の提供を確保することを目的とする。

(指定事業の種類)

第2条 事業者は児童福祉法第21条の5の3に規定する以下の指定事業者である。

- (1) 児童福祉法第6条の2に規定する児童発達支援
- (2) 児童福祉法第6条の2に規定する放課後等デイサービス
- (3) 児童福祉法第6条の2に規定する保育所等訪問支援

(運営の方針)

- 第3条 事業所は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。
- 2 指定児童発達支援等の実施に当たっては、障害児の保護者の必要な時に必要な指定児童発達支援等の提供ができるよう努めるものとする。
 - 3 指定児童発達支援等の実施に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
 - 4 事業所は、障害児等の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、個別支援計画の作成、個別支援会議の実施、支援の提供を行うものとする。
 - 5 事業所は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するよう努めるものとする。
 - 6 事業所はすべての児童が、障害の有無にかかわらず共に成長できるように地域社会への参加、包摂（インクルージョン）の推進に努めるものとする。
 - 7 前5項のほか、「奈良県指定障害通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月28日条例第35号）」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 吉野学園MUKU
〔児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問〕
- 所在地 奈良県吉野郡大淀町下湊 1642 - 20 番地

(事業の主たる対象者)

第5条 事業の主たる対象とする障害の種類を次のように定める。

事業の主たる対象とする障害の種類は、難聴児又は、重症心身障害児以外の障害児とする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤 児童発達支援管理責任者を兼務)

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し、法令等において規定されている指定児童発達支援等の実施に関する規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 児童発達支援管理責任者 1名(常勤 兼務)

児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成し、通所給付決定保護者(法第21条の5の5に規定する通所給付決定を受けた障害児の保護者をいう。以下同じ。)及び障害児に説明の上、同意を求める。当該計画作成後、6か月に1回以上定期的に計画の見直しを行うほか、他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。

(3) 児童指導員及び保育士 3名(常勤・非常勤)

児童発達支援計画に基づき障害児及び障害児の保護者に対し適切に指導等を行う。

(4) 訪問支援員 1名(常勤)

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 児童発達支援事業・放課後等デイサービス

① 営業日 火曜日から土曜日までの毎日とする。

ただし、国民の休日、12月29日から1月3日までを除く。

② 営業時間 午前8:30から午後5:30までとする。

③ サービス提供時間 午前9時から午後5時までとする。

(2) 保育所等訪問支援

① 営業日 木曜日

ただし、国民の休日、12月29日から1月3日までを除く。

② 営業時間 午前8:30から午後5:30までとする。

③ 上記の営業日以外での、連絡が可能な体制とする。

(各事業の利用定員)

第8条 事業所における当該事業の定員は以下の通りとする。なお、保育所等訪問支援については、定員の概念はない。

(1) 事業所の定員は10名とする。(児童発達支援・放課後等デイサービス)

(児童発達支援事業及び放課後等デイサービスの内容)

第9条 児童発達支援事業及び放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 個別療育

療育目標を設定した個別プログラムに沿った個別指導を行う。

療育においては以下の5領域を全て含めた総合的な支援を提供する事を基本とする。

「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」

「人間関係・社会性」

(2) 関係機関との連携

保健、医療、教育を含めた支援システムを構築するため、関係機関と連携を図る。

(3) 健康状態の確認

(4) 相談、助言に関すること

障害児及びその介護を行う者の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(保育所等訪問支援の内容)

第10条 保育所等訪問支援の内容は次の通りとする。

(1) 利用障害児本人に対する支援（集団生活適応のための訓練）

(2) 訪問先施設のスタッフに対する支援（支援方法等の指導等）

(3) 前各号に掲げる支援に附帯する相談・助言等

(通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額)

第11条 指定児童発達支援等を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援等に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定児童発達支援等を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援等に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定児童発達支援等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付するものとする。

3 次に定める費用については通所給付決定保護者から徴収するものとする。

指定児童発達支援等で提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの実費。また指定保育所等訪問支援事業において、保護者の選定により通常の事業実施地域以外の地域において、指定保育所等訪問支援の提供を行う場合には、それに要した交通費の支払いを利用者から受けることができる。なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収することとする。

(1) 通常の事業の実施地域を超えた地点から、保育所等訪問支援に要した交通費はその実費を徴収します。 1 km毎 30円。

4 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った通所給付決定保護者に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、吉野郡大淀町とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第13条 指定児童発達支援等の提供を受ける際は、次の各号に掲げる事項に留意してもらうよう説明を行うものとする。

- (1) 室内の機器使用に当たっては、従業者の指示に従うこと。
- (2) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵さない。
- (3) 喧嘩、口論、などで他の利用者等に迷惑を及ぼさない。
- (4) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (5) 指定した場所以外で火気を用いない。
- (6) 故意又は過失により施設もしくは物品に損害を与え、又備品等を持ち出さない。
- (7) 前項により損害が生じたときは、その補償を利用者又はその家族に求めるときがある。

(利用者負担額等に係る管理)

第14条 事業所は、通所給付決定保護者の依頼を受けて、当該通所給付決定保護者が同一の月に事業所が提供する指定児童発達支援等及び他の指定児童発達支援等を受けたときは、当該指定児童発達支援等及び他の指定児童発達支援等に係る費用基準額から法第21条5の3の規定により算定された障害児通所給付費を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。

この場合において、事業所は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び他の指定児童発達支援等に通知するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第15条 指定児童発達支援等の提供を行っているときに障害児の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに通所給付決定保護者及び医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第16条 事業者は、消火設備その他の非常災害に備えて必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画をたて、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 非常災害に備えて、少なくとも1年に2回は避難、救出その他の必要な訓練等を行う。また訓練にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

- 3 災害が発生した場合でも、必要な福祉サービスの提供できるように、業務継続に向けた計画及び、従業員への研修・訓練等の必要な措置を講じるものとする。

(差別解消について)

第17条 「障害者差別解消法」(平成28年4月1日施行)に基づき、事業者が障害児に対して不当な差別的取り扱いをしないこと、また、社会的障壁を取り除くための必要かつ合理的な配慮に努めます。尚、事業者が講ずべき対応指針については、「障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン」に準じるものとします。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第18条 事業所は、虐待防止に関する責任者の設置、虐待防止委員会の設置、職員に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じるよう努めるものとする。

(身体拘束の禁止)

第19条 事業所は、指定児童発達支援等の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束」という)を行ってはならない。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その体様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- 3 事業所は、身体拘束適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る事とする。
- 4 事業所は、身体拘束等の適正化のための指針を整備するものとする。
- 5 事業所は、従業員に対し身体拘束等適正化のための研修を定期的実施する。

(秘密保持)

第20条 事業所のいかなる職員も正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族などの秘密を漏らしてはならない。

- 2 退職者等が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講ずる。
- 3 他の障害福祉サービス事業者等に対して、障害児に関する情報を提供する際には、予め文章により利用者の同意を得る。
- 4 個人情報管理規程を遵守し個人情報の安全管理について法人・施設内部の責任体制を確保するための仕組みを整備し、個人情報を取り扱う法人として適正な取り扱いを確保するために法的義務を課し、個人情報がみだりに利用・提供されることや不注意な取り扱いによる漏洩、毀損の防止に努める。
- 5 個人情報の取り扱いを外部に委託する場合は、委託元と委託先のそれぞれの責任等実効的な監

督体制を確保する。

- 6 事業者は障害児及びその家族から予め同意を得ない限り、会議等において、障害児及び家族の個人情報を用いません。

(苦情解決)

第21条 提供した指定児童発達支援等に関する障害児又は通所給付決定保護者並びにその他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録する。
- 3 当該障害児の家族からの苦情に関して奈良県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、奈良県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(契約時の文書の交付)

第22条 通所給付決定保護者及び障害児に対して、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を記した文書を交付して説明を行うものとする。

- 2 契約締結に際しては、提供する指定児童発達支援等の内容、苦情受付窓口等を記載した文書を交付するものとする。

(サービス提供の記録)

第23条 事業所は、障害児又は通所給付決定保護者その他当該障害児の家族に対する指定児童発達支援等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定児童発達支援等を提供した日から5年間保存するものとする。

(重要事項の掲示)

第24条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を掲示するものとする。

(衛生管理)

第25条 設備などの衛生管理に努め、又衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品、医療用器具の管理を適正に行う。

- 2 感染症の発生及びまん延を防ぐため感染症対応の委員会の定期的な開催、指針の整備、従業者への研修・訓練（シュミレーション）等の必要な措置を講ずる。
- 3 利用者の使用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、必要な措置を講ずる。
- 4 感染症が発生した場合でも、必要な福祉サービスの提供できるように、業務継続に向けた計画及び、従業者への研修・訓練等の必要な措置を講じるものとする。

(勤務体制の確保等)

第26条 利用者に対して適切な指定児童発達支援等を提供できるよう、職員の勤務体制を定める。

2 職員によってサービスを提供する。但し、利用者に直接的に影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

3 職員の資質向上のため研修の機会を次の通りとする。

(ア) 採用時研修 採用後1週間以内 (イ) 継続研修 年3回以上

(職場環境維持 ハラスメント対策)

第27条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景にした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(情報の公表)

第28条 事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラムを策定し、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

2 事業者はおおむね1年に1回以上、自己評価及び保護者評価・施設評価（保育所等訪問）並びに改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(その他)

第29条 この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は、社会福祉法人総合施設美吉野園理事長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和1年10月1日から施行する。

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和4年10月1日から施行する。

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年6月1日から施行する。

別紙料金表

《児童発達支援 サービス利用料金》

下記の料金表によって、サービス利用料金から、障害児通所給付費額(全体の 9 割)を除いた金額(全体の 1 割＝利用者負担額)をお支払い頂きます。

【児童発達支援事業で行う場合 (障害児(難聴・重心児を除く))】

単位:円

1. 利用されるサービス料金	9,010/日
2. 障害児通所給付費から給付される額	8,109/日
3. うちサービス利用に係る自己負担額 (1－2)	901/日

* 就学前のお子様のサービス利用については無料となります。対象となる期間は以下の通りです。

「満 3 歳になって初めての 4 月 1 日から 3 年間」です。

利用者負担以外の費用(交通費等)については実費負担となります。

《放課後等デイサービス利用料金》

下記の料金表によって、サービス利用料金から、障害児通所給付費額(全体の 9 割)を除いた金額(全体の 1 割＝利用者負担額)をお支払い頂きます。

(重心児を除く)

単位:円

1. 利用されるサービス料金	5,740/日
2. 障害児通所給付費から給付される額	5,166/日
3. うちサービス利用に係る自己負担額 (1－2)	574/日

ご負担いただく金額については、市町村が発行する受給者証に記載された金額の範囲内の額となっております。

【加算項目】 ≪児童発達支援・放課後等デイサービス共通≫

区 分	金 額	概 要
個別サポート加算(Ⅰ)	120／日(児発)	重症心身障害児等、著しく重度の障害児に対して支援を行った場合に加算されます。
	90／日(放デイ)	ケアニーズ高い障害児に支援し
	120／日(放デイ)	基礎研修修了者を配置し支援
	120／日(放デイ)	著しく重度の障害児に支援
個別サポート加算(Ⅱ)	150／日	要保護児童・要支援児童に対し、児童相談所やこども家庭センター等と連携(支援の状況等を6月に1回以上共有)し支援を行った場合に加算されます。
個別サポート加算(Ⅲ)(放デイ)	70／日	不登校児童に対して、通常の発達支援に加えて、学校との連携を図りながら支援を行った場合に加算されます。
家族支援加算(Ⅰ)	居宅を訪問 所要時間 1時間以上 300／回 1時間未満 200／回	児童の家族(きょうだいを含む)に対して個別に相談援助等を行った場合に加算されます。(月4回を限度)
	事業所で対面 100／回	
	オンライン 80／回	
家族支援加算(Ⅱ)	事業所で対面 80／回	児童の家族(きょうだいを含む)に対してグループでの相談援助等を行った場合に加算されます。(月4回を限度)
	オンライン 60／回	
子育てサポート加算	80／回	保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関り方等に関して相談援助を行った場合に加算されます。(月4回を限度)
関係機関連携加算(Ⅰ)	250／回	保育所や学校等との個別支援計画に関する会議を開催し、連携して個別支援計画を作成等した場合に加算されます。(月に1回を限度)
関係機関連携加算(Ⅱ)	200／回	保育所や学校等との会議等により情報連携を行った場合に加算されます。(月に1回を限度)

関係機関連携加算(Ⅲ)	150/回	児童相談所、医療機関等との会議等により情報連携を行った場合に加算されます。 (月1回を限度)
関係機関連携加算(Ⅳ)	200/回	就学先の小学校や就職先の企業等との連携調整を行った場合 (月1回を限度)
事業所間連携加算(Ⅰ)	500/回	セルフプランで障害児支援の複数事業所を併用するについて、コーディネートの中核となる事業所として、会議を開催する等により事業所間の情報連携を行うとともに、家族への助言援助や自治体との情報連携等を行った場合に加算されます。 (月1回を限度)
事業所間連携加算(Ⅱ)	150/回	事業所間の会議に参画する等、情報連携を行い、その情報を事業所内で共有するとともに、必要に応じて個別支援計画の見直しを行うなどにより支援に反映させた場合に加算されます。(月1回)
欠席時対応加算(月4回を限度)	94/日	急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡あった場合に算定する。(月4回を限度)
強度行動障害児支援加算Ⅰ	200/日 (* 加算開始から90日の期間以内は更に+500単位/日)	強度行動障害養成研修(実践研修)を修了した職員を配置し強度行障害を有する児(児基準20点以上)に対して支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合に加算されます。
強度行動障害児支援加算Ⅱ	250/日 (* 加算開始から90日の期間以内は更に+500単位/日)	強度行動障害養成研修(中核的人材養成研修)を修了した職員を配置し強度行障害を有する児(児基準30点以上)に対して支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合に加算されます。
福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	15/日	直接処遇職員として常勤で配置されている職員の総数のうち、社会福祉士又は介護福祉士である割合が35%以上である場合に算定する。
専門的支援体制加算	区分に応じて 49~123/日	専門的な支援の強化を図るため、基準の人員に加えて理学療法士等を配置している場合に加算されます。
専門的支援実施加算	150/回 (原則月2回を限度)	理学療法士等により、個別・集中的な専門的支援を計画的に行った場合に加算されます。
自立サポート加算(放デイ)	100/回 (月2回を限度)	高校生(2年生・3年生に限る)について学校卒業後の生活に向けて、学校や地域の企業等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合に加算されます。

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	13.1%/月(児発) 13.4%/月(放デ)	福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た指定児童発達支援事業所が、利用者に対し指定児童発達支援を行った場合に、基準に掲げる区分に従って算定します。
------------------	----------------------------	---

【給付対象外サービス】

○ 療育教材費	材料費の実費
○ 複写物の交付	1枚につき10円

＜保育所等訪問支援サービス利用料金＞

下記の料金表によって、サービス利用料金から、障害児通所給付費額(全体の9割)を除いた金額(全体の1割＝利用者負担額)をお支払い頂きます。

【通常時の場合(当該日において御一人への提供時)】

単位:円

1. 利用されるサービス料金	10,710/日
2. 障害児通所給付費から給付される額	9,639/日
3. うちサービス利用に係る自己負担額(1-2)	1,071/日

【複数時の場合(同一日において同じ場所で御二人以上への提供時)】

単位:円

1. 利用されるサービス料金	9,960/日
2. 障害児通所給付費から給付される額	8,964/日
3. うちサービス利用に係る自己負担額(1-2)	996/日

【加算項目】

区 分	金 額	概 要
初回加算	200/月	児童発達支援管理責任者が、初回又は初回の属する月に保育所等の訪問先との事前調整やアセスメントに同行した場合に加算されます。
関係機関連携加算	150/回 (月1回を限度)	訪問先施設及び利用児童の支援に関わる関係機関との会議等により情報連携を行った場合に加算されます。
訪問支援員特別加算(Ⅰ)	850/日	保育士・児童指導員・作業療法士等で業務従事10年以上(又は保育所等訪問支援等の業務従事5年以上)の職員を配置し支援を行う場合に加算されます。

訪問支援員特別加算(Ⅱ)	700/日	同、業務従事5年以上10年未満(又は保育所等訪問支援等の業務従事3年以上)の職員を配置し支援を行う場合に加算されます。
多職種連携支援加算	200/回 (月1回を限度)	訪問支援員特別加算の対象となるH ² 訪問支援員を含む、職種の異なる複数人で連携して訪問支援を行った場合に加算されます
ケアニーズ対応加算	120/日	訪問支援特別加算の対象となる職員を配置し、重症心身障害児等の著しく重度の障害児や医療的ケア児に対して支援を行った場合に加算されます。
家族支援加算(Ⅰ)	300/回	入所児童の家族に対して個別に相談援助等を行った場合に加算されます。 居宅を訪問(所要時間1時間以上)
	200/回	居宅を訪問(所要時間1時間未満)
	100/回	事業所等で対面
	80/回	オンライン
家族支援加算(Ⅱ)	80/回	入所児童の家族に対してグループでの相談援助を行った場合に加算されます。 (事業所で対面)
	60/回	オンライン
特別地域加算	(1日につき)+15/100	中山間地域等に居住している者に対してサービスの提供が行われた場合
利用者負担上限額管理加算	150/日	負担上限月額を超える場合に生ずる事務を行った場合に加算されます。
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	12.9%/月	福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た指定保育所等訪問事業所が、利用者に対し保育所等訪問支援を行った場合に、基準に掲げる区分に従って算定します。

ご負担いただく金額については、市町村が発行する受給者証に記載された金額の範囲内の額、となっております。

*** 就学前のお子様のサービス利用については無料となります。対象となる期間は以下の通りです。**

「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。

利用者負担以外の費用(交通費等)については実費負担となります。

【給付対象外サービス】

通常の事業の実施地域以外の地域を訪問してサービスを提供した際には、その実費をいただきます。

- 公共交通機関を利用した場合・・・公共交通機関の定める運賃
- 事業者の自動車を使用した場合・・・下記の額を御負担頂きます

通常の事業の実施地域を超えた地点から1km毎に30円

○ 複写物の交付	1 枚につき 10 円
----------	-------------